

各位

会 社 名 タキロンシーアイ株式会社 代表者名 代表取締役社長 福田 祐士 (コード番号 4215 東証プライム市場) 問合せ先 人事総務部長 内田 達也 (TEL. 03-6711-3700)

譲渡制限付株式報酬制度の一部改定について

当社は、本日開催の取締役会において、取締役の報酬制度の見直しを行い、「株式交付信託(業績連動)」の報酬枠を廃止すると共に、「事前交付型譲渡制限付株式報酬」の報酬枠を増額改定するための議案を2024年6月26日開催予定の第129期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

一 記 一

1. 本制度の一部変更について

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、「事前交付型譲渡制限付株式報酬」の導入に関する議案を 2021 年 6 月 25 日開催の第 126 期定時株主総会において上程し承認可決されました(以下、当該ご承認の決議を「前回決議」といい、この報酬制度を「本制度」といいます。)。

当社は、前回決議にてご承認いただいた内容に基づきこれまで本制度を運用してきましたが、今般、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより強化するともに、取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、本株主総会において承認可決されることを条件として、「株式交付信託(業績連動)」に代えて、本制度の報酬枠を以下のとおり増額改定することといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が取締役(非業務執行取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。) に対して金銭報酬債権を支給し、対象取締役から当該金銭報酬債権の全部の現物出資を受けることにより、対象取締役に対して譲渡制限付株式(当社の普通株式ですが、下記のとおり、当社と取締役との合意により、譲渡制限を付けます。)を発行または処分するというものです。

本制度に基づき取締役に対して付与される金銭報酬債権の総額は、前回決議においては年額20百万円以内とご承認いただきましたが、「株式交付信託(業績連動)」の報酬枠の廃止に伴い年額40百万円以内とします。また、本制度により当社が発行しまたは処分する普通株式の総数は、前回決議においては年20,000株以内とご承認いただきましたが、「株式交付信託

(業績連動)」の報酬枠の廃止に伴い年40,000株以内(ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)または株式併合が行われた場合には、かかる分割比率または併合比率等に応じて調整されるものとします。)とします。なお、1株当たりの払込金額は、従前のとおり、株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。なお、当該内容につきましては、前回決議にてご承認いただいた内容から変更ございません。

- ① 取締役は、本割当契約により割当を受けた日から退任する(取締役および執行役員のいずれでもなくなることをいうものとし、以下同様とします。)日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式の全部または一部を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

本制度により取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その 他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に取締役が 開設する専用口座で管理されます。

(ご参考)「株式交付信託(業績連動)」について

概要、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、業績目標の達成度に応じて各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて各取締役に対して交付される、というものです。2023年6月28日開催の第128期定時株主総会において最終改定しており、2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度の3年間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は90百万円、取締役に付与されるポイント総数の上限は1事業年度当たり30,000ポイント、と決議いただいております。

本株主総会において本制度の変更についてご承認いただいた場合には、本株主総会以降、 当社株式の取得資金としての金銭の拠出および本株主総会終結後の職務執行に対する対価 としての新たなポイントの付与は行わないものとします。

なお、「株式交付信託(業績連動)」は、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても導入しておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合、執行役員についても、同様に、廃止する予定です。